

統合報告書分析レポート

「監査役・監査役会の活動報告の記載」

当レポートでは、2019年12月末時点で発行が確認できた狭義の統合報告書の記載内容を分析し、その動向・潮流等を広く発信することを目的としている。今回は、戦略遂行や経営者のサクセッションプランなどの経営課題解決に対するモニタリング力を読者が把握する上で重要になるガバナンス情報について日本独自の制度である監査役会設置会社が監査役および監査役会の活動についてどのように説明しているかに焦点を当てる。

狭義の統合報告書：統合報告書等のレポート名、IIRCフレームワークへの言及がある報告書、WEB等で統合報告書等と謳っている企業の報告書を指す

<レポートサマリー>

監査役会の開催頻度を開示している企業は約半数の154社
 社外取締役によるメッセージの発信割合53.3%に対して
 社外監査役によるメッセージは12.4%
 一部企業では、監査計画・方針や監査実績を開示

コーポレート・ガバナンス情報は、統合報告書の中でも開示の充実が著しいコンテンツの1つと言える。コーポレートガバナンス・コードが制定された2015年以前の年次報告書（アニュアルレポート）におけるコーポレート・ガバナンスパートの情報と言え、統治システムにおける基本的な考え方を示した上で、統治体制図、そして取締役会などの機関説明が掲載されているだけというのが一般的だった。いわば統治の仕組みの説明だけにとどまり、活動報告の要素が少なく形式的な掲載が多かった。それが変わってきているというのが最近のトレンドであり、その1つの例として「取締役会の実効性評価の掲載の有無」が挙げられる。当研究室の調査によれば「取締役会が機能しているかを点検した結果」という活動報告としての側面の強い情報を掲載している企業は直近3年だけ見ても60.4%から76.1%にまで拡大して

いる。

実効性評価に限らず、経営課題解決能力を想起させる取締役会構成の多様性や長期的なパフォーマンスへのインセンティブを高めるための役員報酬設計など様々な領域でガバナンス開示が進む中で、改善があまり進んでいない領域が「監査」である。日本独自の制度「監査役会設置会社」の「監査役会」と「監査等委員会設置会社」や「指名委員会等設置会社」の「監査委員会」とでは、役割と義務が多少異なるものの、株主に代わって取締役・執行役の職務執行やコンプライアンスをチェックするのが目的・存在意義の1つである点は同じである。今回の調査では、狭義の統合報告書426社のうち監査役会設置会社の機関設計を採用している306社を対象とした。

2020年3月期の有価証券報告書から適用される改正開示府令では【事業等のリスク】などにおける記述情報の充実が義務化されるが、それと並行して「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」として「監査役監査の状況について監査役会等の活動情報（開催頻度／主な検討事項等）の記載が求められることになり、監査役と監査役会の活動報告をどのように行うかは統合報告書においても関心事となってくる。

2019年版レポートを対象とした今回の調査では統合報告書で監査役会の開催回数を示した企業は306社中、ほぼ半数にあたる154社となった。監査役会の頻度はおおよそ月に1回だが、多い企業で月に2回（年間24回以上）、少ない企業だと年間に6回という例もある。監査役が熱心で回数が多い企業もあれば、コンプライアンス上の問題を抱えていることによって回数が増加していることも考えられ、回数だけで一概に評価するのは難しい。

監査役による監査は対象が無限定で、違法行為や定款違反を確認する違法性監査にとどまらず、株主の立場に立ち経営判断として不適切か否かを対象とする妥当性監査まで範囲を広げて活動しているか否かは企業文化や監査役自身の資質次第であり、外からは推し量ることはできない。この点を踏まえると、メッセージを通じて読者の理解を深める方法が考えられるが、社外監査役からのメッセージ 2 を掲載している

企業はわずか38社（12.4%）であり、社外取締役 2 からのメッセージを出している企業が163社（53.3%）であることを考えると、レポートにおける監査役・監査役会の存在感を象徴しているといえよう。

2 単独によるメッセージのほか対談・鼎談等による発信を含む

一方、踏み込んだ開示も徐々に出てきており、当該年度の監査計画や監査業務実績などを具体的に開示しているほか、監査役会の実効性評価を記載している企業が見受けられた。監査役の活動を伝えるということは、サッカーで例えば0点に抑えたゴールキーパーのプレーの質が良かったかどうかを報告するようなものであり、「問題（失点）はなかった」という結果だけでなく、意図やプロセスを伝える努力が求められてこよう。監査役会等の活動情報の記載の義務化が2020年3月期から適用されることに加え、財務諸表監査におけるプロセスの透明性の向上のため「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters）」の開示が2021年3月期から義務づけられたことを考えると、2020年版の統合報告書では監査に関する意欲的な開示が増えてくることが予想される。